

香取市地域公共交通協議会設置要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条の規定及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）に基づき、<u>地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）</u>及び生活交通確保維持改善計画（以下「改善計画」という。）の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた旅客輸送の確保と利便性の向上を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、香取市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を検討及び協議するものとする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条の規定及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）に基づき、<u>地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）</u>及び生活交通確保維持改善計画（以下「改善計画」という。）の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた旅客輸送の確保と利便性の向上を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、香取市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を検討及び協議するものとする。</p>

- (1) 交通計画及び改善計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 交通計画及び改善計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画及び改善計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4)～(8) (略)

- (1) 形成計画及び改善計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 形成計画及び改善計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 形成計画及び改善計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4)～(8) (略)

附 則 (令和3年4月1日告示第X号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">香取市地域公共交通協議会規約</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 香取市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条の規定及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）により、<u>地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）</u>及び生活交通確保維持改善計画（以下「改善計画」という。）の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた旅客輸送の確保と利便性の向上を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 協議会は、事務所を千葉県香取市佐原口2127番地に置く。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>交通計画</u>及び改善計画の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) <u>交通計画</u>及び改善計画の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(3) <u>交通計画</u>及び改善計画に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4)～(8) (略)</p>	<p style="text-align: center;">香取市地域公共交通協議会規約</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 香取市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条の規定及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）により、<u>地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）</u>及び生活交通確保維持改善計画（以下「改善計画」という。）の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた旅客輸送の確保と利便性の向上を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 協議会は、事務所を千葉県香取市佐原口2127番地に置く。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>形成計画</u>及び改善計画の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) <u>形成計画</u>及び改善計画の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(3) <u>形成計画</u>及び改善計画に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4)～(8) (略)</p>

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

関係運輸支局長又はその指名する職員	関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送）
千葉県公共交通担当職員	千葉県総合企画部交通計画課 企画調整班長
乗合バス等関係事業者又は関係団体の代表者	一般社団法人千葉県バス協会 専務理事
	一般社団法人千葉県タクシー協会 専務理事
	北総自動車株式会社 代表取締役
	京成タクシー成田株式会社 代表取締役
	千葉交通株式会社 専務取締役
	関鉄観光バス株式会社 代表取締役
	ジェイアールバス関東株式会社 東関東支店長
	晃進物流株式会社 代表取締役
	関鉄グリーンバス株式会社 代表取締役
	関東鉄道株式会社 常務取締役
東日本旅客鉄道株式会社 佐原駅長	
乗合バス等関係事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	千葉交通労働組合 書記長
道路管理者	千葉県香取土木事務所 所長
関係警察署員	香取警察署 交通課長
地域住民を代表する者	佐原地区市民代表
	小見川地区市民代表
	山田地区市民代表
	栗源地区市民代表
地域福祉推進に携わる者	社会福祉法人香取市社会福祉協議会 事務局長
識見を有する者	NPO 法人まちづくり支援センター 代表理事
市長が必要と認める者	香取市高齢者クラブ連合会 会長
市の職員	総務部長
	経営企画部長
	生活経済部長
	福祉健康部長
	建設水道部長
	教育次長

改正前

別表（第4条関係）

関係運輸支局長又はその指名する職員	関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送）
千葉県公共交通担当職員	千葉県総合企画部交通計画課 企画調整班長
乗合バス等関係事業者又は関係団体の代表者	一般社団法人千葉県バス協会 専務理事
	一般社団法人千葉県タクシー協会 専務理事
	北総自動車株式会社 代表取締役
	京成タクシー成田株式会社 代表取締役
	千葉交通株式会社 専務取締役
	関鉄観光バス株式会社 代表取締役
	ジェイアールバス関東株式会社 東関東支店長
	晃進物流株式会社 代表取締役
	関鉄グリーンバス株式会社 代表取締役
	関東鉄道株式会社 常務取締役
	東日本旅客鉄道株式会社 佐原駅長
乗合バス等関係事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	千葉交通労働組合 書記長
道路管理者	千葉県香取土木事務所 所長
関係警察署員	香取警察署 交通課長
地域住民を代表する者	佐原地区市民代表
	小見川地区市民代表
	山田地区市民代表
	栗源地区市民代表
地域福祉推進に携わる者	社会福祉法人香取市社会福祉協議会 事務局長
識見を有する者	NPO 法人まちづくり支援センター 代表理事
市長が必要と認める者	香取市高齢者クラブ連合会 会長
市の職員	総務企画部長
	生活経済部長
	福祉健康部長
	建設水道部長
	教育部長